

○参加者の有無を確認する公募手続きについて

平成18年9月28日 国官会第935号
国土交通省大臣官房長から各長及び関係部局長等

公益法人等との随意契約の適正化については、平成18年6月13日付けで「随意契約見直し計画」を策定し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成19年度から一般競争入札等に移行することとし、あわせて透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとしている。

今般、参加者の有無を確認する公募手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上実施されたい。なお、本手続終了後に行われる契約手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

(気象庁、海上保安庁)

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

記

1 対象業務

本手続は、特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象とする。

なお、具体的手続については、別添1を参考とされたい。

2 参加意思確認書の提出

(1) 本省等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局における公募手続の実施部局（以下、「実施部局」という。）は、当該業務に必要な特殊な技術または設備等を有している公益法人等（独立行政法人、所管公益法人、特殊法人、特定民間法人等をいう。以下、同じ。）を特定した上で、当該公益法人等（以下「特定公益法人等」という。）以外の参加者の有無を確認するため、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（以下、「参加意思確認書」という。）の提出を求める公募を行うものとする。

(2) 参加意思確認書の提出期限は、原則として、説明書の交付開始日の翌日か

ら起算して次に掲げる期間とする。

- ① 公募手続の公示日以前に4に定める公示予定情報を公表した場合、
または別に定める特定の時期に5に定める公示を行う場合…10日
- ② 公募手続の公示日以前に公示予定情報を公表していない場合…20日

3 応募要件

応募要件は、5(1)②の業務目的及び同③の必要とする技術、設備等を踏まえ、当該業務に真に必要な要件として(1)に加えて(2)から(8)に掲げるものを適宜選択の上定めるものとする。その場合、過去の随意契約理由との整合性にも十分留意するものとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 部局長(指名停止権者)から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

(3) 設備・システムに関する要件

(4) 中立性・公平性に関する要件

(5) 守秘性に関する要件

(6) 業務執行体制に関する要件

(7) 業務実績に関する要件

(8) その他部局長等が必要と認める要件

4 公示予定情報の公表

参加者の有無を確認する公募手続において、より確実に確認を行うため、5(1)の公示の日の10日以上前に公示に関する予定情報(以下、「公示予定情報」という。)を公表する場合は、次に掲げる事項を掲示及びホームページへの掲載により公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 公示予定時期

(3) その他部局長等が必要と認める事項

5 公示

(1) 実施部局長等は、参加意思確認書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を公示するものとする。

- ① 業務名、業務概要及び履行期限(または履行期間)
 - ② 当該業務により達成しようとする業務目的
 - ③ 当該業務の実施に当たり必要とする技術、設備等の応募要件
 - ④ 特定公益法人等の名称(但し、「5(4)①」の場合に限る。)
-

-
- ⑤ 特定公益法人等以外の参加者の有無を確認するために公募を行った旨
 - ⑥ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
 - ⑦ 担当部局名
 - ⑧ 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ⑨ ③の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、随意契約手続に移行する旨
 - ⑩ ③の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等（実施部局における〇〇業務に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下、「競争参加資格」という。）を有する者に限る。）と当該応募者に対して提案書の提出を要請する予定である旨、及び提案書の提出予定期限
 - ⑪ 競争参加資格の認定を受けていない者も⑧の参加意思確認書を提出することができるが、プロポーザル方式による技術提案書又は企画競争による企画提案書（以下、「提案書」という。）の提出者として選定された場合であっても、提案書の提出の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない旨
 - ⑫ 手続において使用する言語及び通貨
 - ⑬ 関連情報を入手するための照会窓口
 - ⑭ その他部局長等が必要と認める事項
 - ⑮ 英語記載による次に掲げる事項（特定調達契約に該当する業務の場合に限る。）
 - イ 担当部局名
 - ロ 業務名
 - ハ 参加意思確認書の提出期限
 - ニ 説明書を入手するための照会窓口
- (2) (1)の公示は、別添2公示例によるものとする。
- (3) (1)の公示は、掲示及びホームページへの掲載により行うものとする。
なお、特定調達契約に該当する業務の場合には、官報への掲載もあわせて行うものとする。
- (4) (1)の公示にあたり、④（特定公益法人等の名称）の事項については、次の①、②の場合に分類されるため、それぞれの場合に沿った適正な公募手続を図るものとする。
- ① 実施部局長の判断により、特定公益法人等の名称を(1)の公示において明らかにしたことにより、競争性を妨げるおそれがない場合
 - ② 実施部局長の判断により、特定公益法人等の名称を(1)の公示において明らかにしたことにより、競争性を妨げるおそれがある場合
- (5) (4)①の場合で特定公益法人等の名称を(1)の公示において明らかにした
-

場合には、当該公示にあわせて、特定公益法人等に対し次に掲げる事項を
書面にて通知するものとする。

- ① 業務名
- ② 公示日
- ③ 特定公益法人等として特定している旨

6 説明書の交付

- (1) 5 (1)の公示後速やかに、説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。
- (2) 説明書には、5 (1)①から⑤まで及び⑦から⑬までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ① 業務の詳細な説明
 - ② 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当部局、質問方法及びその回答方法
 - ③ 参加意思確認書の作成様式、記載上の留意事項
 - ④ 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする旨
 - ⑤ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする旨
 - ⑥ 提出された参加意思確認書は、返却しない旨
 - ⑦ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない旨
 - ⑧ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない旨
 - ⑨ 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできない旨（配置予定技術者を必要とする場合に限り）
 - ⑩ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある旨
 - ⑪ 8 (1)及び(2)に掲げる事項
 - ⑫ その他実施部局長等が必要と認める事項
- (3) 説明書には、必要に応じ別冊として、公示の写し、図面（必要な場合に限り。）、仕様書、及び現場説明書（必要な場合に限り。）を含めるものとする。

7 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、別に定める委員会（以下、「委員会」という。）で審査を行い、審査結果通知書を送付するものとする。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、審査結果通知書

に次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 応募要件を満たさないとされた理由（3に掲げる応募要件のいずれを欠くとされたのかを含む。）
- ② 8(1)に掲げる事項
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、審査結果通知書に、別途提案書の提出を要請する予定である旨を記載するものとする。

8 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- (1) 7(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、実施部局長等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。
- (2) 実施部局長等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (3) 実施部局長等は、(2)の回答内容を委員会に報告するものとする。

9 応募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い

応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、予定する業務の概算価格の多寡にかかわらず、別に定めるもの及び次に掲げる事項に基づき提案書の特定を行うものとする（但し、5(1)④を公示しなかった場合で、特定公益法人等のみが参加意思確認書を提出してきた場合を除く）。

- (1) 提案書の提出要請は、特定公益法人等（5(1)⑩の競争参加資格を有する者に限る。）及び応募要件を満たすと認められる者に対して行うものとする。
- (2) (1)による要請は、これを辞退することができるものとする。

なお、辞退した者は、これを理由としてその他の入札において不利益な取扱を受けるものではない。

10 応募者がいないまたは応募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い（但し、5(1)④の公示を行わなかった場合において、応募者または応募要件を満たすと認められる者が特定公益法人等のみである場合を含む）

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、会計法令に基づき、特定公益法人等との随意契約手続に移行するものとする。

- (1) 参加意思確認書の提出者がいない場合
- (2) 提出された参加意思確認書を審査した結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合

-
- (3) 応募要件を満たすと認められる全ての者が、提案書の提出要請を辞退した場合
- (4) 応募要件を満たすと認められる全ての者が、提案書を特定するための基準に示す条件を満足しない場合（欠格基準を設定した場合に限る）

1.1 実施上の留意事項

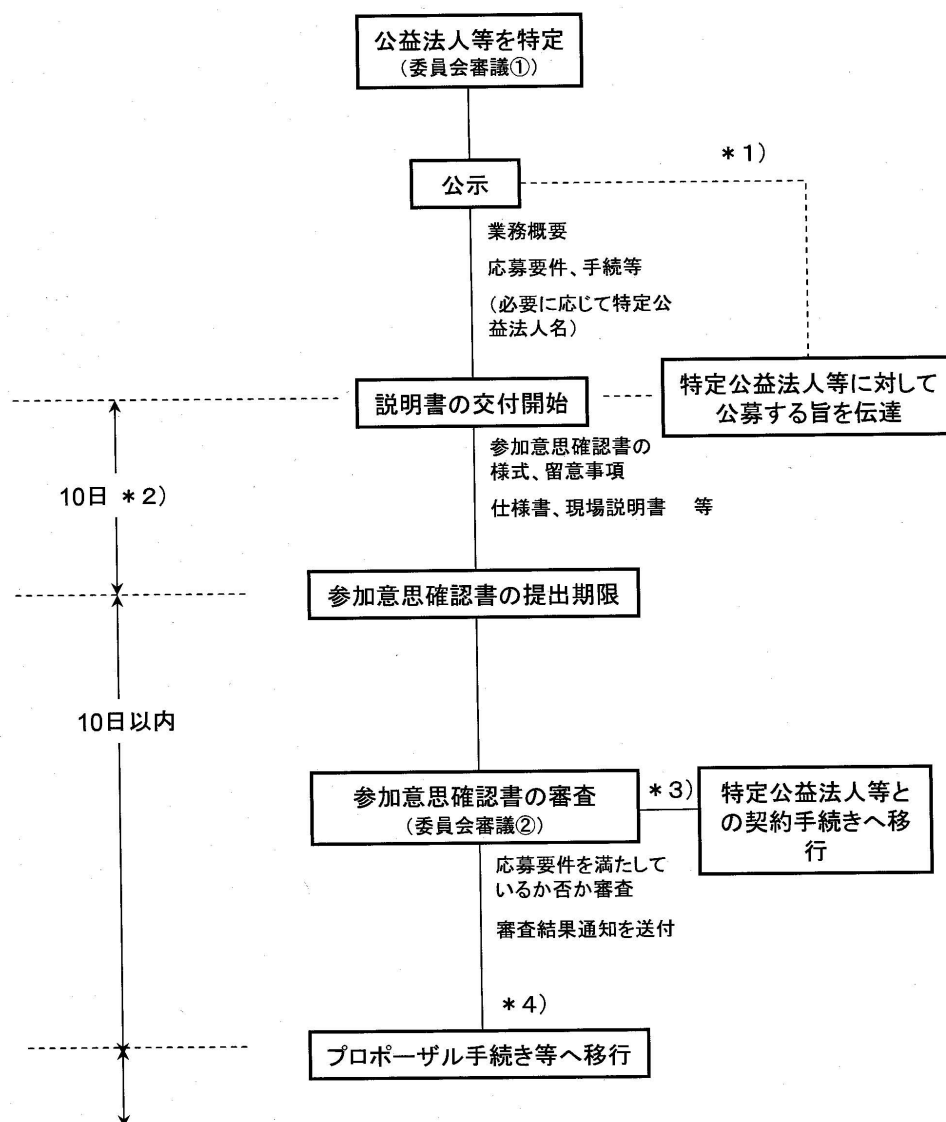
実施部局長等は、応募要件及び特定公益法人等の決定並びに参加意思確認書を提出した者の審査に当たっては、委員会を活用するものとする。

附 則

（適用期日）

この通知による手続は、平成18年10月2日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う業務から適用するものとする。

別添1:参加者の有無を確認する公募手続きの実施フロー



- * 1) 特定公益法人等の名称を公示において明らかにした場合
- * 2) 公示予定情報の公表または特定の時期(四半期毎等)に行う公示ができない場合は20日
- * 3) 応募者がいないまたは応募要件を満たすと認められる者がいない場合
- * 4) 応募要件を満たすと認められる者がいる場合

-
- (6) 業務執行体制に関する要件
(7) 業務実績に関する要件
(8) その他〇〇局長等が必要と認める要件
5. 手続等
- (1) 担当部局
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇地方局総務部総務課契約係
電話 0000-00-0000 ファクシミリ 0000-00-0000
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで (1)に同じ。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成〇年〇月〇日 00時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。
6. その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書(または企画競争実施のための企画提案書)の提出を要請する際の提出予定期限:
平成〇年〇月〇日 00:00
- (4) △△地方局における〇〇業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術(または企画)提案書の提出者として選定された場合であっても、技術(または企画)提案書を提出するためには、技術(または企画)提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。
7. Summary
- (1) Subject matter of service:.....
- (2) Time-limit to express interests: 00:00P.M. 1 September 0000
- (3) Contact point for documentation relating to the proposal: 0000 0000 Division ▲▲▲ Bureau Ministry of Land Infrastructure and Transportation, 2-1 Shin-toshin Chuo-ku Saitama City Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: 000000 0000000, Contract Division, General Affairs Department, ▲▲▲ Regional Bureau
-

(3) 事業協同組合・地域維持型JV等の活用

中間とりまとめでは、維持修繕工事（堤防除草、道路除雪等）や小規模工事等について、事業協同組合や地域維持型JVの活用が提案されている。

事業協同組合は、建設業において普及しており、「中小企業等協同組合法」、「中小企業団体の組織に関する法律」に目的、性格等が規定されている。

中小企業は、一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さなどによって、経済活動の面で不利な立場に立たされている場合が多く、事業経営の上で種々の問題を抱えており、これらの問題には、個々の中小企業の企業力だけでは解決し難いものも多くある。

このため、中小企業が直面している経営上の諸問題等を解決し、その経済的地位の向上を図るため、複数の中小企業者が集まり、共同で自主的に解決するような組織を結成する制度である。

地域維持型JVとは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体である共同企業体(JV)の一種である。

地域維持型JVの特徴は、地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体を行い、発注機関の入札参加資格申請時又は随時に地域維持型JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

事業協同組合と共同企業体(JV)の特徴を次表に示す。

表 6-5 事業協同組合と共同企業体の工事の受注体制についての比較表

組合の内容	事業協同組合	経常JV (経常建設共同企業体)
法人格	あり	なし
建設業を営むことの明示	定款	共同企業体協定書
建設業の許可について	組合及び組合員ともに許可を取得	共同企業体としては不必要 (各構成員は必要)
請負契約当事者	協同組合理事長	共同企業体構成員連名
施工管理業務	組合	運営委員会
施工者	共同施工方式→組合自身 分担施工方式→組合員	甲型、乙型を問わず構成員全社
施工形態	共同施工方式 組合が一体となって施工 分担施工方式 自分の分担工事を施工 (組合はどちらの方式でも企画・調整・管理・監督を行う)	甲型 出資比率に応じて一体となって施工 乙型 自分の分担工事を施工
元請下請関係	共同施工方式 組合と組合員は元下関係にない 分担施工方式 組合と組合員は元下関係にある	共同企業体とその構成員間は甲型・乙型共に元下関係にない
余剰金 (損益金)	共同施工方式 利用分量配当 分担施工方式 自分の分担工事ごとに収支計算を行うので、利用分量配当の必要性は薄い	甲型 出資比率に応じて利益又は欠損金を分配する 乙型 自分の分担工事ごとに収支計算を行うので分配の問題は生じない
責任関係 (1)工事完成責任 (2)第三者賠償責任 (3)かし担保責任	官公需適格組合の場合共同施工方式、分担施工方式ともに理事及び施工担当組合員全員の連帯責任。 但し、(2)(3)の分担施工方式の場合は、施工組合員に求償できる	甲型、乙型ともに構成員は工事全体について連帯責任を負う

国土交通省 HP の情報を基に作成

7. 今後の進め方

7.1. ロードマップ

本調査結果及び区域内の業者へのヒアリング結果を踏まえ、市内全域への対象区域拡大に向けた今後のスケジュールを以下のとおり見直しを図った。

- 栄地区の導入をⅡ期に前倒し**
 ⇒ I期のプロポーザルに参加を表明するなど業者の意欲が高い。当初は最終期(Ⅳ期)からの導入を予定していたが、Ⅱ期途中からの導入に見直した。他地区との整合を図るため、H33年度からの3か年で導入を予定する。
- 嵐南地区の導入をⅢ期に後ろ倒し**
 ⇒ I期のプロポーザルに参加を表明する業者がおらず、Ⅱ期からの導入を見送った。嵐南地区の業者へのヒアリング等を行い、Ⅲ期の導入に向けて引き続き慎重に検討を進める。Ⅱ期途中より導入予定の栄地区とあわせる形での導入を予定する。
- 市内全域の導入を5年間前倒し**
 ⇒ 市内全域への導入は当初4段階の導入スケジュールを予定していたが、現行業務で一定程度の導入効果が確認されたことや自治会(市民)の評価の高さを踏まえ、早期導入を図るものとした。ただし、地域の担い手あつての取組であるため、地元企業との意見交換等を踏まえて慎重に検討を進める。

<見直し前の導入スケジュール>

	I期(導入期) H29~H30	Ⅱ期 (H31~35年)	Ⅲ期 (H36~H40年)	Ⅳ期~ (H41~)	...
対象区域	嵐北(市街地)	嵐北(須頃・大島除く) 下田 嵐南(市街地)	嵐北(全域) 下田 嵐南(全域)	嵐北(全域) 下田 嵐南+栄	

変更

<見直し後の導入スケジュール>

	I期(導入期) H29~H30	Ⅱ期 (H31~35年)	Ⅲ期 (H36~H40年)	Ⅳ期~ (H41~)	...
対象区域	嵐北(市街地)	嵐北(須頃・大島除く) 下田 H33~ 栄導入 栄	嵐北(全域) 下田 嵐南+栄		

包括全域導入を
5年間前倒し

※橋梁点検の周期に合わせて期間を設定

図 7-1 導入スケジュールの見直し

7.2. 想定される課題

本市における包括的維持管理業務は、平成31年4月1日より嵐北地区を拡大、下田地区を新たな対象区域に加え、セカンドステージへと突入する。

今後に向けた課題について以下のとおり整理した。

(1) 本格運用に向けた仕組みの高度化と課題の抽出

嵐北地区（市街地）を対象に2か年の期間で試行業務を実施し、本市の包括的維持管理業務の問題点・課題の洗い出し、次期業務での改善策を検討した。次期業務では、これら改善による導入効果の更なる発現と問題点・課題の縮小が図られ、将来的な本格運用に向けた仕組みの高度化が図られるよう継続的なモニタリングと適宜改善を図ることが重要である。

また、次期業務では下田地区で新たに包括的維持管理業務が開始される。嵐北地区（市街地）と下田地区（中山間地）は地域の特性が異なることから、まずは着実な実施体制の構築と要改善点の洗い出しに注力し、市内全域への拡大に向けた足がかりとすることが重要と言える。

(2) 対象区域の拡大に向けた検討

対象区域の拡大に当たっては、事業費の積算（過去実績数量の積み上げ）に時間を要する。導入済みの区域では、H29・30年度の現行業務、H31年度からの次期業務の実績を踏まえた積算が期待できるが、今後導入予定の区域は新たに積算作業が必要となる。

次期業務以降は、嵐北地区を全域に拡大するほか、嵐南地区、栄地区の新規追加を予定している。これらの区域拡大スケジュールを踏まえて、対象業務の対応状況について情報を整理しておくことで積算作業の簡素化が図られると考えられる。

(3) 橋梁定期点検業務のモニタリング及び維持管理の効率化の検討

次期業務から新たに「橋梁定期点検業務」を対象業務とし、橋梁点検に関する十分な知見・ノウハウを持たない地元建設業者等が橋梁点検を実施するための仕組みとして、「タブレット端末を活用した点検手法」を導入予定である。

全国でも導入実績の少ない先導的な取組であるため、進捗状況のモニタリングや点検成果のチェック等、仕組みの確立に向けて慎重な検証が必要である。

また、点検の追加によって一連のメンテナンスサイクルを包括することによる維持管理の効率化が期待されるが、修繕工事は発注金額も比較的大きなものとなることから、想定されることから、維持工事の中で対応できる修繕工事は限定的なものになることが推察される。本事業で確認された損傷に対して、迅速に修繕工事を実施するための仕組みの構築、更なる維持管理の効率化の検討が望まれる。

(4) 維持管理基準（案）の精度向上を図る情報の蓄積

本調査において、路面のポットホール、段差、わだち掘れについて業務要求水準（維持管理基準）の数値化について検討したが、使用したデータは、そのデータ量や計測精度等に課題が多く残った。性能規定の定量化に向けて、次年度業務以降においても、引き続きデータ蓄積による精度向上を図る必要がある。

情報を適切に蓄積し有効活用していくためには、事業者の持ち込みのシステムではなく、本市が指定するシステムによる継続運用が必要と考えられる。発生事象に対する①事象の確認、②対応の方針決め、③処理結果について、各段階で蓄積すべき情報を整理し、情報蓄積の体制を確立することが重要である。

(5) 事業者が適正な利益を確保できる仕組みの確立

現行業務で確認された大きな課題として、「事業者が利益確保に苦慮」、「必要経費の捻出に苦勞」したことが挙げられる。事業者の適正な利益の確保なく、持続可能な新たな維持管理体制づくりの実現は成しえない。

本調査では、事業者の適正な利益確保を促すための方策として、発注書類（業務要求水準書）の見積り参考資料において「諸経費」を別項目立てした。必要経費の確保に対する本工夫の効果の有無については、事業者へのヒアリング等を通じて適切に評価する必要がある。

あわせて、事業者の予算執行状況については月例会議でのモニタリングを継続し、必要に応じて改善を指示し、軌道の修正を図ることが重要である。

(6) 受注意欲を向上させるインセンティブ付与の検討

サービスレベルや事業者の技術レベルの確保又は向上には、適切な競争環境であることが望まれる。次期業務でも嵐北地区・下田地区のそれぞれで1者ずつの参加表明となっており、特に下田地区や栄地区では競争性が確保されない可能性がある。

新規又は継続受注の意欲を向上させるためには、魅力的なインセンティブがもたらされる仕組みとすることが有効であると考えられる。経済的利益だけでなく、受注しやすさや社会的な評価を向上させるなどの間接的なインセンティブ付与の方策についても検討することが必要である。